くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するメタラキシル及びメフェノキサムの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十二年八月十日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアセタミプリドの項を次のように改める。

アセタミプリド	とうもろこし	0.2ppm
	小豆類	2 ppm
	えんどう	0.4ppm
	そら豆	0.4ppm
	ばれいしょ	0.3ppm
	さといも類	0.2ppm
	やまいも	0.05ppm
	こんにゃくいも	0.2ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	5 ppm
	かぶ類の根	0.1ppm
	かぶ類の葉	5 ppm
	西洋わさび	0.05ppm
	はくさい	0.5ppm
	キャベツ	3 ppm
	芽キャベツ	0.3ppm
	ケール	5 ppm
	こまつな	5 ppm
	きょうな	5 ppm
	チンゲンサイ	5 ppm
	カリフラワー	1 ppm
	ブロッコリー	2 ppm
	その他のあぶらな科野菜	5 ppm
	チコリ	3 ppm
	エンダイブ	3 ppm
	しゅんぎく	5 ppm
	レタス	5 ppm
	その他のきく科野菜	3 ppm
	たまねぎ	0.2ppm
	ねぎ	4.5ppm
	にんにく	0.02ppm
	にら	5 ppm
	アスパラガス	0.5ppm
	わけぎ	3 ppm
	その他のゆり科野菜	0.2ppm
	パセリ	3 ppm
	セロリ	3 ppm
	みつば	5 ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	1 ppm
	なす	2 ppm
	その他のなす科野菜	2 ppm
	きゅうり	2 ppm
	かぼちや	0.7ppm
	しろうり	2 ppm
	すいか	0.3ppm
	メロン類果実	0.5ppm
	その他のうり科野菜	2 ppm
	ほうれんそう	3 ppm
	オクラ	1 ppm
	未成熟えんどう	2 ppm
	未成熟いんげん	3 ppm
	えだまめ	3 ppm
	その他の野菜	5 ppm
	みかん	0.5ppm
	なつみかんの果実全体	2 ppm
	レモン	2 ppm
	オレンジ	2 ppm
	グレープフルーツ	2 ppm
	ライム	2 ppm
	その他のかんきつ類果実	2 ppm
	りんご	2 ppm
	日本なし	2 ppm
	西洋なし	2 ppm
	マルメロ	1 ppm
	びわ	0.1ppm
	もも	2 ppm
	ネクタリン	1 ppm
	あんず	3 ppm
	すもも	3 ppm
	うめ	3 ppm